

異議の申出について

農用地区域内の土地所有者等は、縦覧された計画書の案のうち、農用地利用計画の案に対して異議を申し出ることが出来ます。詳しくは、別紙「異議申出に係る注意事項」をご覧ください。

1 申出先

白岡市生活経済部農政課農政担当（電話 9 2 - 1 1 1 1 内線 2 4 3）

2 異議申出期間

令和 7 年 4 月 1 3 日（日）から令和 7 年 4 月 2 7 日（日）まで